

事業の見直し・事務効率化推進を

監査委員は、久留米市の予算の使い方や事務手続きなどを毎年監査し、改善すべき点などの指摘や、今後の事業のあり方に対する意見を公表しています。令和2年度に実施した監査の概要は、次の通りです。

定期監査

市の全ての部局の事務や財務について監査をしました。おおむね適正に処理されていましたが、一部の課に指摘を行いました。事務監査では、会計年度任用職員の休暇付与日数が誤っているものがありました。財務監査では、郵便切手などが受払簿と一致していないものや、学校での薬品管理が徹底されていないものがありました。

■監査委員の意見

コロナ禍における事業の実施に当たっては、個々の必要性や効果について徹底的な検証を行い、関係部局と協議しながら必要に応じ、取捨選択を行うなどの対応を求める。

行政監査

市が事務局を担う任意団体の事務について、適正に処理されているか監査をしました。

■監査委員の意見

団体のスクラップ・アンド・ビルドが長期間行われていない。団体が行っている各事業などが市の施策推進に寄与しているか、市の団体との関わりは適正か、その有効性なども改めて検証すること。また、現金などの取扱については、統一的な基準がない。公金に準じた事務処理を行うなど、内部統制の確立を図りたい。

財政援助団体等監査

市が出資したり、財政的援助を行っている団体の事務や財務につ

いて監査をしました。おおむね適正に処理されていましたが、引当金計上とその取り崩しの会計処理に誤りがありました。

■監査委員の意見

当初設立目的と現在の事業内容がかけ離れている団体や、現状のままでは運営に限界が来ることが予想される団体がある。市所管部局とともに、実態に合った組織の名称や事業のあり方、事業継続に係る支援策などについて検討すること。

監査結果は、本庁舎地下1階行政資料コーナーや市ホームページで公開しています。

◎監査委員事務局（☎0942・309232、FAX0942・309718）

監査委員協議会での協議中の様子



後期高齢者医療制度



紫色の保険証と納付通知書を郵送

7月13日(火)に発送予定

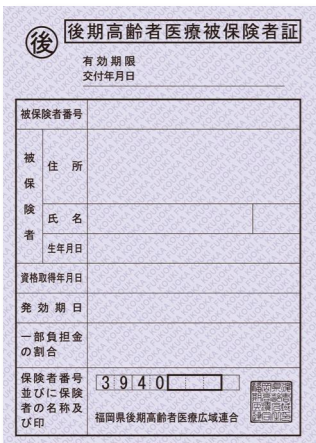
後期高齢者医療制度は、75歳以上の人や65歳から74歳までの一定の障害のある人が加入する医療制度です。保険料には、世帯の所得に応じた軽減があります。令和3年度は、特例軽減として実施されていた7・75割軽減が、7割軽減となっています。これと同時に、年金生活者支援給付金と介護保険料の負担軽減が図られています。

8月からは紫色の保険証

現在使っている水色の保険証の有効期限は、7月31日(土)までです。8月1日(日)からは、7月下旬に届く紫色の保険証を医療機関の窓口で提示してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限も7月31日(土)までです。8月1日(日)以降も対象となる人には、新しい認定証を7月下旬に送付します。

◎健康保険課（☎0942・309030、FAX0942・309751）



8月からは紫色の保険証です

ひとり親の養育費確保を支援



費用の負担を軽くします

離婚後にひとり親が受け取る養育費の受給率は、全国的に低い状況です。養育費を確実に受け取るために必要な文書作成や保証契約の費用を補助します。

公正証書等作成支援

養育費の取り決めについての公正証書の作成費用や、家庭裁判所での調停に必要な収入印紙代などを補助します。

■補助対象公正証書を作成する公証人の手数料。家庭裁判所での調停、裁判に必要な収入印紙代など

■給付額上限3万円

養育費保証支援

養育費の未払いが生じても確実に受け取れるように保証会社と契約を結ぶときの費用を一部補助します。

■補助対象保証会社と養育費保証契約を締結するときに、保証料として本人が負担した費用

■給付額上限5万円

申込方法など詳しくは問い合わせ先に確認してください。

◎家庭子ども相談課（☎0942・309063、FAX0942・309718）



公正証書場で公正証書を作成します